

広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター 及び広島市国際青年会館の指定管理者の指定について

広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館は、(公財)広島市文化財団が、下記のとおり、広島市から「指定管理者」の指定を受けています。

記

1 施設の概要

- (1) 施設名 広島市文化創造センター・広島市中区民文化センター・広島市国際青年会館
- (2) 所在地 広島市中区加古町4番17号 電話 082(244)8000 Fax 082(246)5808
E-mail naka-cs@cf.city.hiroshima.jp
- (3) 設置目的
[広島市文化創造センター] 本市における文化活動の振興及び交流を図り、もって本市の文化の創造に寄与する。
[広島市中区民文化センター] 市民の各種の地域活動と文化活動の場を提供し、もって地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図る。
[広島市国際青年会館] 青年(15歳以上30歳以上の者)の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、もってその資質の向上を図る。
- (4) 管理の基準
ア 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
イ 開館時間 午前9時から午後9時まで

2 指定管理者

- (1) 名称(所在地) 公益財団法人広島市文化財団(広島市中区加古町4番17号)
〔 総務課 電話 082(244)0750 Fax 082(245)0246 〕
E-mail bunka@cf.city.hiroshima.jp
- (2) 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日

3 事業概要等

- (1) 文化創造センターの事業の実施に関すること。
ア 文化に関する公演の開催
イ 文化に関する研修会、講演会等の開催
ウ 文化等に関する情報の収集、処理及び提供
エ その他市長が必要と認める事業
- (2) 国際青年会館の事業の実施に関すること。
ア 研修会、交流会等の開催
イ 研修、交流及び自主的活動の場の提供
ウ その他教育委員会が必要と認める事業
- (3) 文化創造センター、区民文化センター及び国際青年会館の使用の許可に関すること。
- (4) 文化創造センター、区民文化センター、国際青年会館への入館の制限に関すること。
- (5) 文化創造センター、区民文化センター、国際青年会館の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (6) その他市長が定める業務。

4 広島市の所管課

- (1) 広島市文化創造センター及び広島市中区民文化センターに関することは、
市民局文化スポーツ部文化振興課 〔電話 082(504)2500 Fax 082(504)2066 〕
E-mail bunka@city.hiroshima.jp
- (2) 広島市国際青年会館に関することは、
教育委員会事務局青少年育成部育成担当 〔電話 082(242)2116 Fax 082(242)2018 〕
E-mail ikusei@city.hiroshima.jp